



確定申告について

税務署

1 所得税の確定申告とは

1月1日から12月31日までの1年間の全ての所得金額及び所得税等の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金等との過不足を精算する手続きです。

○ 給与所得について

勤務先1か所のみから給与の支払を受けている方は、年末調整により所得税及び復興特別所得税の納税が完了しますので、確定申告は不要です。

○ 退職所得について

退職金（退職所得）は、勤務先に所定の手続きをしておけば、源泉徴収で課税関係が終了しますので、原則、確定申告は必要ありません。

ただし、退職所得を除く各種所得の合計額から、所得控除を差し引くと赤字になる場合は、確定申告をすることにより、退職所得分の所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

2 確定申告をしなければならない方

- (1) 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- (2) 給与を1か所から受けている、各種の所得金額（給与所得・退職所得を除く）の合計額が20万円を超える方
- (3) 給与を2か所以上から受けている方で、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得・退職所得を除く）との合計額が20万円を超える方

○ 年金所得者の確定申告不要制度

次のいずれにも該当する場合には、所得税等の確定申告をする必要はありません。

- ・ 公的年金等（その全部が源泉徴収の対象となる場合に限ります。）の収入金額が400万円以下
- ・ 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

3 確定申告をすると所得税及び復興特別所得税が還付される場合

- (1) マイホームを住宅ローン等で取得等した場合
 - (2) 多額の医療費を支払った場合
 - (3) 災害や盗難にあった場合
 - (4) 年の中途で退職した後、就職しなかった場合
- など

○ 注意事項

- ・ 源泉徴収税額のない場合は、還付される税金はありません。
- ・ 確定申告をする場合には、年末調整等された給与所得等も含めて、その他の各種の所得も申告が必要です。
- ・ 確定申告を行う際、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けられている場合は、ふるさと納税の全ての金額を寄附金控除額の計算に含める必要があります。

4 キャッシュレス納付による確定申告の納税

確定申告を行った方で、納付する税額がある場合は、納期限までに自ら納付していただく必要があります。

納付方法には、金融機関や税務署等の窓口に赴く必要がなく、自宅から納付手続が可能な「キャッシュレス納付」が便利です。

特に、ご自身名義の預貯金口座からの自動振替により納付できる「振替納税」をオススメしておりますので、是非ご利用ください。

○ 利用手続

- ・ 振替納税を利用するには、初回のみ「振替依頼書」を提出する必要があります。
- ・ 「振替依頼書」はオンラインでも提出可能となっており、詳しくは別添のリーフレット「振替依頼書がオンラインで提出できます！！」をご覧ください。

5 確定申告書は自宅からスマホ等で e-Tax !

マイナンバーカードを利用して、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」からスマホ等で申告書の作成・送信ができます。

○ e-Tax のメリット

- ・ 申告書の印刷、税務署への申告書持参・郵送代不要！
- ・ 添付書類持参不要(一部の書類除く)！
- ・ 確定申告期間は24時間利用可能(メンテナンス時間除く)！
- ・ 還付金の早期還付！

令和3年1月から
Webで完結

振替依頼書が オンラインで 提出できます!!



↑詳しくは
こちら

国税の振替納税を利用する場合には、事前に税務署又は希望する金融機関に振替依頼書を書面で提出する必要がありました。令和3年1月から、オンライン(e-Tax)で提出できます。

お手持ちのパソコン、スマートフォンからe-Taxを使って簡単な操作で提出できます。

書面では



書類に必要事項を記入し、
金融機関届出印を押印



金融機関又は税務署に
書面で書類を提出

オンラインでは



- ✓ 金融機関又は税務署に
書面で提出不要!
- ✓ 振替依頼書記載不要!
- ✓ 金融機関届出印不要!
- ✓ 電子証明書不要!

利用可能税目

◇申告所得税及び復興特別所得税

●期限内に申告された確定申告(3期)分及び延納分 ●予定納税(1期、2期)分

◇消費税及び地方消費税(個人事業者)

●期限内に申告された確定申告分及び中間申告分



利用できる金融機関

オンライン提出が利用できる金融機関と預金口座の種類等については、国税庁ホームページにある「オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)」をご確認ください。

(注) 「オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)」に記載のない金融機関では、オンライン提出ができませんので、書面の振替依頼書を作成の上、金融機関又は税務署に提出してください。



↑詳しくは
こちら

ご利用に当たっての注意事項

●納税者ご自身名義の預金口座のみがご利用できます。

※ 事業用口座(屋号付きの口座)は原則としてご利用することはできません。

●申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人事業者)の2税目の振替納税を希望される場合には、1税目ごとに手続が必要となります。

●振替依頼書のオンライン提出は、システム事業者及び金融機関の提供するセキュリティに保護された外部サイトを利用します。



国税庁 ホームページ <https://www.nta.go.jp>

国税庁

検索



申し込み手順

① 事前準備

- 利用者識別番号をお持ちでない方は、e-Tax の利用開始手続にて利用者識別番号を取得（即時発行されます）
 - 金融機関名・支店名・口座番号などが確認できるもの（通帳・キャッシュカードなど）
 - 金融機関の手続に必要な情報（暗証番号、通帳記載の最終取引残高、生年月日など）
- （注）必要な情報は、金融機関により異なりますので、ご利用の金融機関ホームページ等でご確認ください。

申し込み入力画面

振替依頼書のオンライン提出（所得税）

申し込み概要

申込内容

以下の入力欄に申込内容を入力してください。

納税者氏名（カナ）（必須）	<input type="text"/>
納税者氏名（必須）	<input type="text"/>
申請内容	口座振替
税目	申告所得及復興特別所得税
申告区分（1つ以上チェック必須）	<input checked="" type="checkbox"/> 1期分、 <input type="checkbox"/> 2期分 <input checked="" type="checkbox"/> 確定申告分（期限内申告分） <input checked="" type="checkbox"/> 納期分
提出先税務署（必須）	都道府県 <input type="text"/> 選択してください
	税務署 <input type="text"/> 選択してください
電話番号（必須）	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> (半角数字)
住所（必須）	郵便番号 <input type="text"/> - <input type="text"/> (半角数字)
住所	住所 <input type="text"/>
申告納税地 (上記の住所欄に入力した住所と申告納税地（申告書に記載する住所）が異なる場合には、申告納税地を記載してください。)	<input type="checkbox"/> チェックボックスをチェックすると、申告納税地が入力できます。 <input type="text"/> (全角)
口座名義（カナ）（必須） (納税者ご自身の名義に限ります。)	<input type="text"/>
口座名義（必須） (納税者ご自身の名義に限ります。)	<input type="text"/>
利用開始年月日（必須） (すぐに利用を開始されない方のみ日付を変更してください。)	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 (半角数字)

● ページの先頭へ

次へ

② e-Tax で入力

ご自身の氏名、住所、税務署名及び口座名義等を入力します。

（注）入力画面に表示される注意事項等は必ずご確認の上、入力してください。



③ 金融機関のサイトで入力

金融機関を選択し、手続に必要な情報を入力します。

※ 利用者認証後、e-Tax に戻ります。



④ 「提出」ボタンを押して送信

送信する前に、画面に表示された振替依頼書情報を確認してください。



⑤ 受付メッセージの受信

受信通知がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。

詳しくは
こちら↓



ダイレクト納付利用届出書もオンラインで提出できます

個人の方は、ダイレクト納付利用届出書も令和3年1月から、お手持ちのパソコン、スマートフォンからe-Taxを使って簡単な操作で提出できます。
詳しくは国税庁ホームページにある「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。

e-Tax 利用時間

●月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）の24時間

（注）休祝日の翌稼働日は8時30分からご利用いただけます。

●毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

（注）利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

書かない~~署名~~確定申告 // マイナンバーカードで 自宅からe-Tax

メリット たくさん♪



自宅から
申告可能



24時間
利用可能



受信通知から
いつでも内容確認

※メンテナンス時間を除きます



添付書類
提出不要

※一部の書類を除きます
イメージデータによる提出も可能



早期還付
(3週間程度で還付)

※書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

すでに
約4人中3人が
e-Taxで
申告しています!!

スマホでも
できちゃう♪

✓ 確定申告書等作成コーナー
なら金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成！

✓ マイナポータル連携で
給与、ふるさと納税、医療費等が
自動入力できる！

※ご利用には事前準備が必要です



作成コーナー



マイナポータル連携
の詳細はこちら



確定申告書等作成コーナーのご利用に当たって

e-Taxに必要なもの

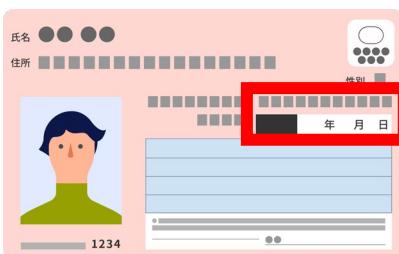


- ✓ マイナンバーカード ※1
- ✓ マイナンバーカード読み取対応のスマホ ※2 (又はICカードリーダライタ)
- ✓ マイナンバーカードのパスワード2つ
 - ① 利用者証明用電子証明書のパスワード
(数字4桁)
 - ② 署名用電子証明書のパスワード
(英数字6~16文字)

パスワードを忘れた場合やロックされた場合の対処法については、地方公共団体情報システム機構のホームページをご確認ください。



※1 マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください



有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続等のご利用ができません。
特に、確定申告期は、更新窓口(市区町村)の混雑が予想されますので、お早めに更新手続をお願いします。

> 有効期限や更新手続等の詳細は、
「デジタル庁公式note」をご確認ください。



※2 スマートフォンのマイナンバーカードの利用で認証時も手間いらず！

- マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、
申告書がe-Taxで送信できます！
- 利用者証明用電子証明書の
パスワードはスマホの
生体認証機能を利用できます！
(機種によって異なります)

令和7年分確定申告から、
iPhoneにも対応します！

スマートフォンのマイナンバーカード
の詳細はこちら



＼ 読取不要 ／



※ご利用には、マイナポータルからスマートフォンのマイナンバーカードの利用申請・登録が必要です。

申告に困ったときは

▶ 動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナーの
操作方法などを動画でご案内



▶ チャットボット「ふたば」

ご質問したいことを入力するか、
メニューから選択いただくと、
税務職員ふたばが回答

